

1 質問事項

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | <p><全般をとおして></p> <p>実行可能性は大丈夫でしょうか。</p> <p>例えば視覚障がい者に配慮した情報提供の充実として 音訳ボランティア等が広報しろいなどの発行物を音訳する活動を支援する。また、音訳したCDを希望者に配付するほか、YouTube等で配信し、誰でも自由に試聴できる機会を提供します。⇒これは実行可能なのでしょうか。</p> | <p>各課の事業については、各課において実行しているまたは実行する予定である事業となります。そのため、挙げられている事業については、それぞれ策定調書が作成され、各課において決裁を受けており、全て実行可能なものであると認識しています。</p> |
| 2 | <p>【総論】基幹相談支援センターの「地域体制整備機能」への注力と、そのための業務体制の再構築について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見・提言: <p>本計画(素案)では、基幹相談支援センターに対し、p30の重点施策に加え、p33「人材育成支援(施策番号 7)」、p42「地域生活支援拠点(施策番号 37)」、p58「計画推進(協議会事務局)」など、極めて重要な「地域マネジメント機能」が期待されています。</p> <p>その一方で、当センターは、市からの「委託相談」として、日々多くの「個別支援(ケースワーク)」業務も直接受託しております。この個別支援業務が既に飽和状態に達しており、管理・調整リソースの大半を占めているのが実情です。</p> <p>現状のままでは、計画で求められる「人材育成」や「協議会の実質化」、「拠点機能の強化」といった、より専門性が高く広域的な「地域マネジメント業務」へ注力するための余力が物理的に存在しません。</p> <p>つきましては、本計画の実現のため、計画期間中において、基幹相談支援センターの役割を「個別支援」から「地域の相談支援事業所への後方支援(スーパービジョンや困難事例のチーム支援)」へと段階的に移行(選択と集中)し、地域全体の支援の質を高めるという本来機能に集中できるよう、市と協議の上で、具体的な「業務分担の見直し」と「体制の再構築」を進めていく旨を、計画の推進方針として明確に位置づけていただくことは可能でしょうか。</p> | <p>基幹相談支援センターは、2016年の障害者計画で、「地域の相談支援の中核として困難事例や虐待防止等に対応していく」ため、設置に向けた検討を進めることとし、自立支援協議会その他各所からの意見をいただきながら、今年度の開所に至ったものです。</p> <p>今日までの間に総合支援法の改正等があり、国の方針として、求められる機能や役割が拡充してきている現状があることは確かです。</p> <p>ですが、策定中の計画においても、基幹相談支援センターは相談支援の核として重点施策に位置付けられており、個別支援(ケースワーク)そのものが、関係機関とのネットワークづくりや、白井市の相談支援のあり方、必要な資源など、さまざまな検討のための課題抽出にもつながるとも考えています。</p> <p>具体的な基幹相談支援センターの機能につきましては、委託の際の仕様書に明記するものありますが、全体的な方向性については、主な取組 No.3 で、設置後の機能の充実について調査研究を進めることとしているところ、計画の期間を通して、白井市に真に求められる</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | | 基幹相談支援センターのあり方や役割について、自立支援協議会などを通して検討できたらと考えています。 |
| 3 | <p>【各論1】計画推進の主体(市)と協議会事務局(基幹)の適切な役割分担(p58)</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見・提言: <p>障害者総合支援法において、地域自立支援協議会を設置・運営する主体は「市町村」とされています。基幹相談支援センターは、あくまで市が主体的に運営する協議会の「事務局(運営の関与)」を担う立場です。</p> <p>p58「計画の推進体制」では、計画の「評価・改善」の場として協議会が位置づけられていますが、現状の運営実態は、事務局である当センターに多くの実務が集中し、市と基幹センターの「協働」というよりも、事務局への「委任」に近い形となっております。</p> <p>本計画の推進(PDCA サイクル)という重責を協議会が担うのであれば、なおのこと「市の主体的な運営責任」と「事務局(基幹)の実務支援」という本来の役割分担を明確にする必要があります。</p> <p>つきましては、第 5 章(2)①に、市の主体性を明確にし、事務局との協働関係を明記する趣旨の文言の追加をご提案します。</p> <p>(追記の提案):「市は、地域自立支援協議会の主体的な運営責任者として、事務局(基幹相談支援センター)と緊密に協働し、協議会における計画の進捗管理(課題集約、分析、改善策の提示)を行う。これにより、計画の実効性を高め、着実な推進を図る」</p> | <p>現在の地域自立支援協議会の運営については、協議会事務局を担う主体である市が、委託内容を具体的に仕様書に明記したうえで、受託していただいているものです。また、全ての協議会に市の担当があり、事前協議やイベント周知、当日運営、議事録校正に参加し、両輪として運営しているものと認識しています。</p> <p>また、市も基幹相談支援センターも、地域自立支援協議会の『事務局』機能であるため、計画について評価や課題の検討を行う主体は、地域自立支援協議会です。そのため、地域自立支援協議会で評価がしやすいようにサポートしていく役割が、事務局にあると考えます。</p> <p>障害者計画の PDCA サイクルに基づく進行管理や推進の主体は障害福祉課であり、計画上に、あえて自立支援協議会の事務局における市と基幹相談支援センターの役割分担までは、明記する必要性はないようと思われます。</p> |
| 4 | <p>【質問】人材育成(施策番号 7)の具体的な協働体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 質問: <p>p33「施策番号 7 相談支援専門員の育成」は、地域全体の支援の質に関わる最重要課題の一つです。当センターも「主任相談支援専門員」を配置し、地域の事業所への OJT や研修を自主的に実施しております。</p> <p>本計画の施策としてこの「人材育成」を推進するにあたり、市(行政)と基幹相談支援センター(現場)は、具体的にどのような役割分担(例:市は研修の予算・会場確保、基幹は講師・内容企画、地域の事業所への参加督励等)をすることが想定されていますでしょうか。</p> | <p>具体的にどのような人材育成の方法が、白井市に適しているか、現段階では決まっていません。順番としては、課題があり、解消のための取り組みについて検討し、効果的かどうかについて協議を行い、実行に移すものと思われます。</p> <p>白井市では、市、基幹相談支援センター、相談支援事業所の相談支援専門員が密に連携が図れているものと考えているため、今後も、地域自立支援協議会生活支援部</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | 市と基幹センターが協働することで、より効果的な人材育成が可能となると考えますので、具体的な連携のあり方についてご教示ください。 | 会の相談ワーキンググループ、基幹相談支援センター主催の相談支援事業所連絡会や地域連携会議、各個別ケースにおける相談支援の場など、さまざまな機会を通じ、白井市に適した方法を探したいと考えています。また、前回の会議で会長が仰っていた、新しい人を育成することも必要だが、今いる人材を継続してもらうことも重要、というご意見も反映できたらと考えます。 |
|--|---|--|

2 意見等(策定委員会及び策定検討委員会)

| No. | テーマ | 意見等 | 備考 |
|-----|------|--|---|
| 1 | (全体) | ひとを表す言葉として「～人」「～方」が混在している。 「～人」で統一すべき。 | 可能な限り統一します。 |
| 2 | P16 | 「その2 障がいのない人が、障がい者ことをもっと知る環境をつくることが必要です。」内の本市の特徴ですが、比較元がないように思います。 | 比較元を明記します。 →明確な対比元がなかったため、修正します。 |
| 3 | P21 | 「生活相談的な相談がしにくくなります」⇒「生活に関する相談がしにくくなります」のほうが日本語的に自然 | 修正します。 |
| 4 | P29 | 「障がいの有無・年齢・性別・国籍などに関わらず」⇒「障がいの有無・年齢・性別・ 職業 ・国籍などに関わらず」 | 修正します。 |
| 5 | P17 | 「不足するサービスの充実」について 児童発達支援、放課後デイサービスについては、進行管理上見込以上の日数が確保されており、支給決定量と比較しても不足していない。毎月の空き状況を確認すると、利用可能な事業所が多い。ただし、「支援内容に沿った事業所を選びにくい」、つまり、専門的な支援が必要な場合は、専門職が配置されている事業所が少ないと、利用に制限がかかる場合がある。必要とされているのは、量ではなく、「必要とされる専門職等が配置されている」事業所であり、人材確保であると考えられる。 | 表題下 「不足するサービスとしては…」 →「児童発達支援、放課後デイサービス、グループホームにおいて、必要な支援を提供できる専門的な人材を備えた事業所が選びにくいことに加え、ヘルパーの不足が…」 「障がい者関係事業所ヒアリング調査」の欄 |

| | | | |
|---|-----|---|---|
| | | | 放課後デイサービスは「必要な日数分を確保できない、子どもに必要なタイミングで利用を始めることや」を削除し、「支援内容に沿った事業所を選びにくい」→「必要な支援を提供できる専門的な人材を備えた事業所を探すことが難しい」とする |
| 6 | P22 | (4)障がい児 上記同様、「児童発達支援、放課後デイサービスなどのサービスが必要に対して不足しています。」を削除。 | 放課後デイサービスでは「子どもに必要なタイミングでの利用開始や」を削除し、「支援内容に沿って事業所を選びにくい」→「必要な支援を提供できる人材を備えた事業所を探すことが難しい」とする |
| 7 | P17 | 「不足するサービスの充実」について 同行援護、グループホームは進行管理上 90%以上の達成率。行動支援→行動援護、同行援護も 96%から 100%であり、量的な不足ではなく、強度行動障害、医療的ケア等特別なニーズに対応できる体制のある事業所の不足、支援人材不足であると考えられる。 | 「障がい者関係事業所ヒアリング調査」の欄1行目 「供給不足」を削除し、「介護者の人材不足が課題」につなげる。 「(強度行動障害等の)特別なニーズに対応できる体制のある事業所の不足」を加える。 |

(受付・該当ページ順)

第6回 白井市障害者計画等策定委員会 事前質問・意見（11/17まで受付分）

資料

1 質問事項

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | P20 ほか (2)知的障がい 「働く場が減少している」の根拠は。働く場は、市内及び近隣で増えていると思うが。働く場の減少以外の理由から、例えば 人間関係などの問題から働いていない人が増えているのであれば、障がい理解の推進が必要なのでは。 | 確認したところご意見のとおりと考えます。修正します。 |
| 2 | P21 貸貸住宅についての事業は市にない。意見もあまりない。主に対応する施策が合っていない。 | 賃貸住宅に関しては、現在の白井市ではありませんでした。今後必要になる可能性があることについて記載していたものです。修正します。 |

| | | |
|---|--|---|
| 3 | P16 障がい者との交流が盛んであることは、どこ(なに)と比較したものか、比較元を入れてください。 | 一般的な比率で考えていましたが、国や県では適切な調査は見つけることができませんので、表記からは削除します。 |
| 4 | 重点施策は、この内容に至る根拠、この内容からつながる事業を、資料としてもらいたい。 | 資料を作成後、委員に配布します。 |
| 5 | 重点施策(3)について、日常生活、緊急時、災害時の項目が入っているが、情報提供についても入れるべきでは。 | 一般的に災害時の情報提供は、障がい者にとって十分ではないと言われており、基礎調査でも意見の多いところです。ただし、主な重点施策が多いことは、計画のわかりにくさにつながると考えられますので、重点としなくても、当課において責任をもって推進してまいります。 |

(受付・該当ページ順)

2 意見等(策定委員会及び策定検討委員会)

| No. | テーマ | 意見等 | 備考 |
|-----|------------|--|---|
| 1 | 「等」の使用法 | 「等」が多いとわかりにくくなる。不要な箇所にも散見する。最小限に。 | 必要最小限になるよう修正 (各課策定調書の表現に多いため、慎重に確認しています) |
| 2 | 障がいのある人の表記 | 「～障がいの人」「精神病の人」の表記がある。 | 修正しました |
| 3 | 文字の置き方 | 行に1文字となる場合、前の行にその1文字を入れるとよい。例) P40 事業番号 24 | 修正可能な場合は修正(書式上難しい部分もあります) |
| 4 | P10 療育手帳 | 「軽度、中度の人」の言い方をかえるべき (=No.2) | もともとの県の資料の表記を引用していますが、表記を変更しています。 |
| 5 | 「充実します」 | 「充実します」とは言わないのでは。「充実させます」「充実していきます」では。 | 「充実」については意見が分かれました。市の他計画では使われない表現であるため、他の表現に修正します。 |
| 6 | 序論 | 総論、各論ないのに序論だけ残っている | 「策定にあたって」と修正 |
| 7 | 事業の再掲 | 真に必要な項目にのみ事業を置き、再掲は不要では。 | 再掲なしでも計画可能か、検討しましたが、本計画では必要であると考えます。無駄な再掲がないか再度確認します。 |

| | | | |
|----|----------|--|--|
| 8 | 資料 | 府内の検討委員会は、名簿を載せなくてよい。(地域福祉計画も府内は名簿を入れていいない) | 府内の策定検討委員会については、名簿は載せない方針とします (策定委員会の名簿は掲載します) |
| 9 | P28-29 | 防犯、災害の事業の並び順を修正 | 修正しました |
| 10 | P28-29 | 新規、重点施策、掲載ページを明記すべき | 表中に明記しました |
| 11 | 数字の表記 | 半角・全角がまだ混在。理由があれば教えてほしい | 1桁は全角、2桁以上は半角で調整しています |
| 12 | 市・市内・白井市 | 言い方が混在している。どんな時に「市」「市内」「白井市」を使っているか説明を。 例) P51 No.65など | 固有名詞の場合はそのまま、本来白井市と書いた方が良い場合は本市、市ホームページのように、市の何かを指す場合は市としています。 |
| 13 | 事業について | 新規、継続、修正、終了の事業数を教えてください。また、実施区分はどういうものを修正とし、どういうものを継続としているか説明してください。 | 資料を作成後、委員に提出します。 |

第6回 白井市障害者計画等策定委員会 事前質問・意見 (11/18まで受付分)

資料

1 質問事項

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>基幹相談支援センターの機能強化</p> <p>本計画(素案)は、基幹相談支援センターを「核」として位置づけています。この「核」が真に「中核的調整役」として機能するため、以下の点を質問いたします。</p> <p>センターの機能強化と「地域の課題解決拠点」への転換について</p> <p>【意見】基幹相談支援センターの役割は、単なる「相談窓口」に留まらず、地域の福祉課題を集約・分析し、解決策を提示する「地域の課題解決拠点」であるべきだと考えます。</p> <p>【質問】基幹相談支援センターが「中核的調整役」として計画が求める機能を果たすために、市内の相談情報やサービス利用状況を府内で横断的に一元的に分析できる権限と、それを支える情報化の推進(デジタル技術の活用)について、市はどのようにお考えでしょうか。現状の運営基盤(人員・予算)のままでは、計画が求める「機能の充実」の達成は著しく困難となると危惧しますが、計画期間中にどのような体制強化を見込んでいるのか、お伺いします。</p> | <p>基幹相談支援センターには、障がいのある方やご家族、事業所その他さまざまな立場からの相談が寄せられるため、相談支援の積み上げにより、地域の福祉課題の集約に繋がるものと考えます。</p> <p>分析や解決策の提示については、計画の進行管理や地域自立支援協議会を通じて、協議が行えるとより良いと考えます。</p> <p>基幹相談支援センターの運営基盤(人員・予算)や体制強化につきましては、調査研究を進めたうえで、障害福祉課として検討してまいります。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 2 | P33 相談支援専門員の育成について 育成を図ることは、市としてやらなくてはならないことなのか。これまでの実績はあるか。実際は志のある事業者による参入、増員があるかどうかによるとと思われる。その参入を働きかけるようなアクションを市として起こせると良いと思うが、難しい。 | 市内の相談支援事業所による連絡会を2か月に1回開催し、情報交換や助言が受けられる環境を整備しています。また、令和7年度より、基幹相談支援センターが、相談支援事業所に対し、指導、助言を行っています。 市は、相談支援専門員の育成に関し、スキルアップやバックアップが中心になりますが、新規参入の窓口であるため、相談された場合は上記のような良い環境があることを伝え、丁寧な対応を心がけています。 |
|---|--|--|

(受付・該当ページ順)

2 意見等(策定委員会及び策定検討委員会)

| No. | テーマ | 意見等 | 備考 |
|-----|-------------------|--|-------------------------------------|
| 1 | 基幹相談支援センターの役割について | <p>センターの役割は、地域の相談支援体制の強化(支援者支援、地域づくり)だけでなく、困難事例や複雑なニーズに対応する専門的な個別支援(総合的・専門的な相談支援)も、業務仕様書において明確に中核的な役割の一つとして位置づけられています。したがって、「中核的役割ではない個別支援に時間を費やしている」という認識は、仕様書で定められた業務範囲からすると正確ではないと思われます。</p> <p>ただし、センターが担うべき役割の広さと複雑さ(緊急対応体制、地域体制強化、高度な個別支援等)に対し、実際に職員の過重労働が常態化し、職員の健康上の安全配慮義務に配慮が必要な状況にあるのであれば、体制拡充の必要性について検討する必要があります。</p> <p>プロポーザル提案時に「実現可能」として評価された業務体制と実際の業務量に乖離がある場合は、その原因(地域の相談支援体制の状況、法人内での緊急対応体制の構築状況、想定外の業務増加要因等)も分析する必要があります。</p> <p>仕様書の「この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、市と受託者がその都度協議の上、決定する」という条項に従い、月次報告書等による業務実態の客観的な把握を前提として、必要な対応について市と受託者で協議していただくのが適切ではないでしょうか。</p> | 契約内容に関わる内容については、市と基幹相談支援センターで協議します。 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| 2 | P37 ICT(情報コミュニケーション)機器活用の促進 | 情報アクセス利便性増進のために、ICT 機器やサービスの研究開発を行っている企業や団体、大学などに継続的な協力を依頼するはどうか。 | 事業実施の際に、検討します。 |
| 3 | P38 情報共有システムの活用 | 現時点できていない理由の原因が解消されない限り推進も難しいのではないか。 | <p>バイタルリンクの活用が進んでいない理由は、①各事業所に閲覧する習慣や操作方法が浸透していない②開いたときに有用な情報がアップされていないことが多い③そもそも支援者同士の関係が薄く、気軽に連絡をとる風土ができていない④本来であればシステムの利用を牽引するべき白井市こども発達センターで、活用が進んでいないことが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②・④システムを開いたときに有用な情報(医師の意見書やサービス利用計画、各事業所の個別支援計画、子供の近況等)が載っていること→DXへの対応として計画に位置づけることで、市(発達センター)で取り組むべき事業であることを明確化し、活用を推進する意図があります。 ・③支援者同士の情報共有や連携の大切さの浸透、顔の見える関係の構築→31 支援者同士の交流・意見交換の場づくりにおいて、事業所同士や園の顔の見える関係づくりに取り組みます。 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | | | ① に関しては、②～④の取組が進めば、浸透されるものと思います。 |
| 4 | 成果指標: 「当事者の生活実感」を最重要指標とすること | <p>【意見】計画(素案)35 頁の「成果指標」が現時点で具体的に示されていません。計画の進捗管理(PDCA サイクル)を機能させる上で、成果指標の明確化は不可欠です。</p> <p>【提言】「サービスの利用者数」といった行政管理的な指標に加え、「当事者の生活実感」を最重要の成果指標として設定することを強く提案します。具体的には、アンケートで明らかになった「差別を受けた経験」の割合(目標値の設定)や、「社会参加(活躍)の機会」に関する質的・量的な指標の導入を求めます。</p> | P32 成果指標について 「生活の質の向上」「差別を受けた経験の割合」を指標として提案します。 |
| 5 | 福祉人材不足: 「協議の場」の設置と「重点的な支援策」の両立 | <p>【意見】本計画(素案)は「福祉人材の確保が困難」であることを最重要課題の一つと的確に指摘しています。しかし、従来の「協議の場」の設置のみでは、この構造的な課題解決は困難と考えます。</p> <p>【提言】この深刻な課題に対し、施策番号 42「協議の場の設置」を形骸化させないためにも、市が主導する具体的な「重点的な支援策」を計画に盛り込むことを提言します。</p> <p>業務負担の軽減:市が主導し、事務処理の自動化・効率化技術(ICT 等)の導入を戦略的に推進し、専門職が本来業務に集中できる環境を早急に整備すること。</p> <p>市独自の支援策:福祉人材を「白井市の重要な社会インフラを支える人材」と位置づけ、住宅支援や市内での生活支援、処遇改善に向けた市独自加算の検討など、白井市で働くことの具体的な利点を創出し、計画内に明記し人材の確保・定着を図ること。特に基幹相談支援センターや相談支援事業所、グループホーム等、地域生活を支える中核的な職種については、必要な人員確保に向けた具体的目標と方針を示すこと。</p> | 業務負担の軽減や人材確保のための新たな事業につきましては、限りある財源とも関わることでもあるため、優先度合いや必要性など、慎重に検討を行う必要があると考えます。 現時点で計画に事業等を明記することは困難ですが、現在の課題や求められる支援等の調査研究を進めてまいります。 |
| 6 | サービス供給不足: 「事業者誘致」のための「環境整備」の加速化 | <p>【意見】「グループホームの数が少ない」、「児童発達支援、放課後等デイサービスの不足」「精神科医療機関の不在」といったサービス供給不足は、当事者の「地域で暮らす権利」を脅かす深刻な問題です。これは「事業者が来ない」という側面だけでなく、「市として参入しやすい環境が整えられていない」という仕組みにおける課題とも考えられます。</p> <p>【提言】行政の役割は、自らサービス提供を行う事でなく、「環境整備の促進役」であるべきです。計画期間内に、事業者参入の障壁となっている要因(例:複雑な許認可手</p> | 福祉や医療に関わる人材不足が全国的な課題であるいま、サービスの供給不足につきましては、今後も続いていく課題と思われます。 事業者参入の障壁となっている要因があるのか、あるとすればどのようなことなのか、基幹相談支援センターの事業所のなかで、意見等を集約してい |

| | | | |
|---|--------------------------------------|--|--|
| | | 続き、縦割りな窓口対応、建築等の関連規制、級地区分問題等)を主体的に分析し、その結果及び改善方針を示すこと。 | ただければ幸いです。 |
| 7 | 差別解消： 「啓発活動」と「市民の共感を呼ぶ広報戦略」の推進 | <p>【意見】「差別を受けた経験」がある方が依然として高い割合で存在するという事実は、極めて重く受け止めるべき課題です。施策番号 72 の「理解の啓発推進」は重要ですが、従来型の「お知らせ」中心の広報だけでは、社会の意識変容は困難です。</p> <p>【提言】計画にある「啓発活動」の具体的な手法として、従来の啓発活動に加え、市の広報戦略として、「障がい」そのものではなく、「障がいのある市民一人ひとりの可能性と、地域での活躍」という具体的なストーリーに焦点を当て、市民の「共感」を呼ぶ効果的な発信を強化してください。市民の「無関心」を「理解」や「誇り」に変えることが、最も実効性のある差別解消策と考えます。</p> | ご意見及び提言のとおり、市民の共感を呼ぶ効果的な発信につきまして、方法などを検討してまいります。 |
| 8 | 地域共生社会： 「縦割り計画」から「分野横断的な連携基盤」の構築へ | <p>【意見】本計画は「地域福祉計画」の個別計画であり、「高齢者福祉計画」や「しおいこどもプラン」と密接に関連します。住民ニーズが複合化する現代において、従来の縦割り型行政の対応では限界があります。</p> <p>【提言】「8050 問題」や「障がい者の高齢化」「ひきこもり」といった複合的課題に対応するため、各計画の情報を基幹相談支援センター等の「分野横断的な支援実行基盤」に集約し、課題を横断的に分析・対応できる仕組みの構築を計画に明記することを提言します。</p> | 現在でも、近い距離に福祉分野の窓口が集約されていることで、相談支援業務に携わる担当者レベルでの、連携はある程度取れていると考えます。白井市として、複合的課題に対応するための仕組みの構築につきましては、地域福祉計画の中で明記する方向性で進んでいますので、本計画の進行管理においても、注視していきたいと考えます。 |